

命 令 書

申 立 人

合同一般労働組合 X

執行委員長 A 1

被申立人

Y株式会社

代表取締役社長 B 1

上記当事者間の静労委平成 28 年(不)第 2 号事件について、当委員会は、平成 29 年 9 月 4 日第 1540 回公益委員会議において、会長公益委員伊藤みさ子、公益委員安間龍彦、同中村和夫、同笹原恵及び同森本耕太郎が出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第 1 事案の概要等

1 事案の概要

申立人合同一般労働組合 X (以下「組合」という。)の A 2 組合員 (以下「A 2 組合員」という。)は、被申立人 Y 株式会社 (以下「会社」という。)の臨時社員として、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 か月間の有期雇用契約により、会社 S 事業所 (以下「S 事業所」という。)において、申立外 T 株式会社 (以下「T 社」という。)が運営する JR S 駅ビル P (以下「駅ビル P」という。)等の床面定期清掃等に従事していた。しかし、会社と T 社間で、平成 28 年 4 月から駅ビル P の定期清掃業務を減少させる合意が成立したため、会社の人員に 1 名の余剰が生じたとして、A 2 組合員は、平成 28 年 2 月 12 日、会社から、平成 28 年 3 月 31 日の契約満了をもって雇用契約を終了し更新を行わない旨の通告をされ、通告どおり雇止めとなった (以下「本件雇止め」という。)

本件は、本件雇止めが、労働組合法第 7 条第 1 号の不利益取扱いにあたるとして、組合が当委員会に対し、平成 28 年 9 月 29 日に不当労働行為の救済を申し立てた事件

である（以下「本件申立て」という。）。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、A 2 組合員に対する平成28年 3 月31日付け雇止めを撤回し、原職に復帰させ、雇止めの翌日から復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払うこと。
- (2) 会社は、1メートル×2メートル大の白紙に、謝罪文を明瞭に墨書して、S 事業所玄関付近の見やすい場所に10日間掲示すること。

第2 本件の争点

会社がA 2 組合員に対して行った本件雇止めは、労働組合法第7条第1号に規定する不利益取扱いに当たるか。

第3 当事者の主張の要旨

1 本件雇止めの目的について

(1) 申立人の主張

本件雇止めは不利益取扱いに該当する。A 2 組合員は、平成 20 年 11 月からW労働組合交流センター（以下「W労組センター」という。）の組合員として、併せて平成 25 年 8 月からは申立人組合の組合員として、国鉄解雇撤回闘争（以下「国鉄闘争」という。）支援の署名集め、ビラ配布等の街頭宣伝活動をJR 静岡駅近辺等で積極的に行い、平成 25 年 10 月に携帯電話詐欺容疑で不当逮捕された際には中核派活動家との肩書きで新聞報道されたなど、労働組合活動家として著名な存在であり、会社はそのことを認識していたはずである。よって、本件雇止めは労働組合を社内結成する目的をもって入職した労働組合活動家を排除しようとした不利益取扱いである。

(2) 被申立人の主張

本件雇止めは不利益取扱いに該当しない。まず、会社はA 2 組合員の入職前の街頭宣伝活動や新聞報道については全く不知であった。次に、会社は、採用時にインターネットによる犯罪歴調査を行ったが、逮捕の事実や労働組合活動を窺わせる事実を検出することはできなかった。更に、入職から本件雇止めを決定するまでの過程においても、労働組合員であることや労働組合活動を行ったことを認識することはなかった。また、同人が労働組合員であることは、雇止め通告後に組合から提出された平成 28 年 2 月 25 日付け通知書により初めて認識したことである。

2 本件雇止めの合理性及び相当性について

(1) 申立人の主張

本件雇止めの理由は、会社が作成した平成 28 年 2 月 10 日付け文書「雇用契約終

了の予告通知」によれば「業務量の減少により担当している業務が縮小するため」であるが、これには理由がない。

会社によると、S事業所において平成28年3月末日に雇用契約満了を迎えた有期雇用従業員は、臨時社員26名、パート社員84名の合計110名であったが、うち契約を更新されなかった者はA2組合員のみであった。また、会社の経営状況は、同年4月から駅ビルPの定期清掃が大幅に減少する等の事情があったが、全社的には逼迫したものとはいえなかった。このように、本件雇止めは、客観的な合理性や社会通念上の相当性を欠いた恣意的で不当なものである。

(2) 被申立人の主張

業務見直しによりS事業所の所管業務に増減が生じたが、中でも駅ビルPの定期清掃業務の減少は大きく、同事業所の要員に1名の余剰人員を生じさせるものとなった。業務のない者を雇用することはできなかったため、有期雇用従業員の中から雇止め対象者を人選する必要があったが、110名中に初回更新を迎える者がA2組合員のみであり、経験も少ない同人を雇止めとすることに決定した。なお、本件雇止めにあたっては、平成20年10月発行の厚生労働省編「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」を参考とし、雇止予告通知の対象ではないが、同人の今後の生活に配慮し、雇止めの予告を行った。このように、本件雇止めは適正な手続きに拠るもので、何ら不当なものではない。

第4 当委員会が認定した事実

1 当事者

(1) 申立人

組合は、合同・一般労働組合 Z (以下「Z労組」という。)の指導により平成25年8月に結成された、Z労組に加盟する合同労働組合であり、組合員数は20人である(申立て時)。

Z労組は、旧国鉄関係の労働組合の一つである C 労働組合(以下「C労組」という。)の行う国鉄闘争の支援を行ってきた全国25の合同労組等により、平成22年8月に結成された単組の連合体である。Z労組の中心課題は、国鉄闘争の支援のほか、非正規職化への反対である。

また、C労組とZ労組は、JR内のC労組を中心とする労働組合の連合体である D 労働組合総連合(以下「D総連合」という。)の組織拡大を目的として連携して活動しているため、組合とC労組の間にも連携関係がある。

【甲24(6・7頁)、審問調書1号(24・25・29～31頁)】

(2) 被申立人

会社は、昭和27年7月28日に当時の国鉄の関連会社として設立され、昭和62年

4月の国鉄分割・民営化により申立外 J 株式会社（以下「 J社 」という。）の関連会社となった。肩書地に本社を置き、 N、 F、 U、 S、 H、 E に事業所を有する。主たる業務は、 J社 との委託契約に基づく駅舎・車両等の清掃・整備及び警備業務、ホテルとの契約に基づく配膳・フロント・客室整備事業等である。資本金は4億 5,380 万円、従業員数は 669 人である（ J社 からの出向社員を含む。平成 28 年 4 月現在）。

【争いのない事実】

2 A 2 組合員の入職にかかる事情

(1) 組合結成までの活動状況

ア 平成 20 年 11 月、A 2 組合員は O 市に転入し、W 労組センターに参加し、国鉄闘争支援のため、裁判支援の署名集めやビラ配布、集会参加の呼び掛け等の活動を開始した。活動頻度は不定期で、J R 静岡駅近辺での活動は週 1 回から 2 回程度（平日及び土日に各 1 回程度）であり、静岡市葵区の青葉公園等での活動も含めると週 2 回から 3 回程度であった。

【甲 1（1・2 頁）、審問調書 1 号（5・9・10・16 頁）】

イ 平成 24 年 9 月から平成 25 年 9 月にかけて、A 2 組合員は、東京高裁に宛てた「解雇撤回・J R 復帰の判決を求める要望書」と題した、C 労組鉄建公団訴訟支援の署名活動を、主に J R 静岡駅北口地下道や静岡市葵区の青葉公園などで行った。なお、要望書に記載された問合せ先は、「国鉄分割・民営化に反対し、1047 名解雇撤回闘争を支援する全国運動／ C 労組 」であった。

【甲 1（2 頁）、甲 17、甲 24（7 頁）、審問調書 1 号（9・10 頁）】

ウ A 2 組合員は、R 新聞に原発廃止を主張する意見を投書したところ、R 新聞東海版平成 24 年 9 月 6 日朝刊 12 面「県内版」「被災地から・県民から 共に生きる」欄に「静岡市葵区の青葉広場で原発反対を訴える運動をしていた W 労組交流センター組合員 A 2 さん」の意見として 1 段組の記事が掲載された。

【甲 18】

(2) 組合結成から会社入職までの活動状況

ア 平成 25 年 8 月、組合が結成され、A 2 組合員は執行委員に就任した。

【甲 1（2 頁）、審問調書 1 号（5 頁）】

イ 平成 25 年 11 月から平成 27 年 6 月にかけて、A 2 組合員は、最高裁に宛てた「解雇撤回・J R 復帰の判決を求める要望書」と題した、C 労組鉄建公団訴訟支援の署名活動を、主に J R 静岡駅北口地下道や静岡市葵区の青葉公園などで行った。なお、要望書に記載された問合せ先は、「国鉄分割・民営化に反対し、1047 名解雇撤回闘争を支援する全国運動／ C 労組 」であった。

【甲 1（2 頁）、甲 17、甲 24（7 頁）、審問調書 1 号（9・10 頁）】

ウ 平成 26 年 4 月から同年 10 月にかけて、A 2 組合員は、労働者集会への参加呼び掛けや労働相談といった街頭宣伝活動を、主に J R 静岡駅北口地下道及び静岡市葵区の呉服町通りや青葉公園で行った。

【甲 14、審問調書 1 号(12・13 頁)】

エ 平成 26 年 10 月 4 日、組合は、静岡労政会館で開催された「戦争・改憲・原発・首切りの安倍を倒そう！静岡労働者集会」と題した集会への参加を呼び掛けるビラに、「 C 労組を支援する会・静岡」と共に呼び掛け人として名を連ねた。

【甲 15、甲 24(6 頁)】

オ A 2 組合員は他の組合員や C 労組の組合員と、夏冬各 6～10 日程度、地域の労働組合を訪問し、 C 労組の支援物品販売を行った。その際、A 2 組合員は主に県中部地域を担当した。

【甲 1(2 頁)、甲 24(7・8 頁)、審問調書 1 号(31 頁)】

カ 平成 25 年から平成 26 年頃、A 2 組合員は、J R 静岡駅南口の J 社 S 支社前で国鉄闘争等のビラを何度か配布した。その際配布をめぐり J 社の職員とトラブルになったことがあった。

【甲 24(3 頁)、審問調書 1 号(10・13・14・21 頁)】

(3) 携帯電話詐欺容疑による逮捕と新聞報道

ア 平成 25 年 10 月 7 日、A 2 組合員及び組合 A 1 執行委員長は、携帯電話を不正に取得したとして、詐欺の疑いで S 県警公安課と S 中央署に逮捕され、同日の S 新聞、 R 新聞、 M 新聞の各夕刊で実名報道された。両名は「中核派活動家」とされ、肩書きは A 2 組合員が「職業不詳」、A 1 執行委員長が「団体職員」であった。

【甲 20 の 1、同 2、同 3】

イ 平成 25 年 10 月 17 日、A 2 組合員及び組合 A 1 執行委員長は、不起訴により釈放された。

【甲 24(6 頁)】

(4) A 2 組合員の会社への入職

ア 平成 26 年冬頃、 C 労組は、全国での D 総連合建設という組織拡大方針を発し、これを受けた Z 労組は平成 27 年 1 月から同年 3 月頃、組合に上記方針の呼び掛けを行ったため、同年春頃、組合は静岡において D 総連合傘下の労働組合をつくることを目的とし、具体的な行動として A 2 組合員を J R 関連会社に入職させることとした。

【甲 1(2 頁)、甲 24(7 頁)、審問調書 1 号(17・33 頁)】

イ 平成 27 年 8 月、A 2 組合員は、 S 新聞求人欄に掲載されていた S 事業所の駅清掃パート社員の募集に応募した。会社からはパート社員は女性中心であり、

かつ既に決定していると断られたが、臨時社員に欠員があると知り、改めて臨時社員に応募した。

【審問調書1号(5頁)、争いのない事実】

ウ 平成27年8月14日、S事業所のB2所長は、A2組合員の採用面接を行った。会社総務部(以下「総務部」という。)は、面接結果を受け、過去の採用歴や、インターネットを利用した犯罪歴の調査を行った結果、逮捕歴は確認できず採用に問題がないと判断した。

【乙42(1・2頁)、審問調書2号(26～28頁)】

エ 平成27年8月下旬頃、総務部担当者はB2所長へ採用可能である旨電話連絡を行い、同年9月12日、B2所長は総務部へ、A2組合員の正式雇用に関する労働条件について連絡を行った。同月17日、総務部はA2組合員の労働条件通知書を作成し、B3総務部長はこれをB2所長に送付した。

【乙42(1・2頁)、審問調書2号(27頁)】

オ A2組合員と会社は、平成27年9月17日付けの臨時社員労働条件通知書を取り交わした。「契約期間」は「平成27年10月1日から平成28年3月31日まで」、「就業場所」は「S事業所」、「従事すべき業務内容」は「清掃業務等」であった。「契約の更新の有無」については「更新する場合があります」とあり、雇用契約満了後、特に劣悪な勤務成績や就業に支障がある健康状態あるいはその他契約を更新しないことが相当と認められる事由がある場合等の条件に該当しない場合は雇用契約を更新する旨等が記載されていた。

【甲10、乙7、乙9、争いのない事実】

カ 平成27年10月1日、A2組合員は初入社し、同日及び翌日に研修を受講した後、特別清掃A班に配属された。業務内容の9割程度は駅ビルPやJ社駅構内店舗等の床定期清掃(ワックス掛け等)であった。班員は正社員及び臨時社員からなる概ね5名であった。

【審問調書1号(6・7頁)、争いのない事実】

キ 組合が会社内で労働組合を結成させるべくA2組合員を入職させたことは、組合から対外的には発表されなかった。

【審問調書1号(17・33頁)】

3 雇止めに至った経緯

(1) A2組合員の会社内における労働組合活動

ア A2組合員は、平成27年10月1日の入職以降、本件雇止めの通告を受けた平成28年2月12日まで、組合員としての具体的な活動は行っておらず、会社従業員への勧誘、集会参加の呼び掛けも職場内では行っていなかった。

【乙11(1頁)、審問調書1号(8・14頁)】

イ A2組合員は、入職以降、組合を結成するために、同僚から労働条件等の不安・不満についての話を聞いたが、組合員であることは相手に明かしていなかった。

【審問調書1号(14頁)】

ウ 会社内で結成しようとしていた組合の具体像は定まっておらず、D総連合傘下の組合をつくるという構想段階に留まっていた。

【審問調書1号(14・15・21頁)】

(2) A2組合員の社外における労働組合活動

A2組合員は、入職以降、雇止め通告を受けた平成28年2月12日まで、JR静岡駅北口地下道での街頭宣伝活動を行っていない。

【審問調書1号(13頁)、争いのない事実】

(3) A2組合員の勤務態度

A2組合員は、平成27年12月7日に30分の出勤遅延を起こし、平成28年3月20日にも2分の出勤遅延を起こした。S事業所全体における出勤遅延は左の2件を含め平成27年度に6件程度あった。

【乙11(3・4頁)、審問調書2号(3・4・12頁)】

(4) 会社による清掃業務の見直し

ア 平成27年10月30日、会社は T社 と、同年11月1日付けで駅ビルPの平成27年度定期清掃契約を当初契約額18,232,000円から2,646,800円減額し15,585,200円とするとともに、作業の一部を削減する覚書を締結した。

【乙2、乙39、乙40】

イ 平成27年11月4日、会社は T社 から、駅ビルPの平成28年度定期清掃契約の締結に先立ち、清掃回数の見直し及び契約金額の前年度当初比約500万円の減額を依頼されたため、両者間で最初の折衝を行った。

【乙40、乙42(3頁)、審問調書2号(28・29・47頁)】

ウ 平成28年1月28日、会社と T社 は、前記イの契約金額の見直しについて、前年度当初契約金額18,232,000円から3,890,200円減額し、平成28年度の契約金額を14,341,800円とすることに合意した。平成28年2月1日、会社の役員会でこの合意を了承し、同月8日、両社による契約見直しが内定した。

【乙2、乙3、乙42(3頁)、審問調書2号(36頁)】

エ 平成28年3月28日、会社と申立外 K株式会社 S支社は、JR L駅構内のパン屋「ベーカリーキヨスク L店」が同月31日付けで閉店することに伴い、平成27年8月31日付けの作業請負契約書の一部を変更する覚書を締結した。これにより平成28年4月1日から同店の床定期清掃分(14,500円/月(税別)、及びガラス定期清掃分(5,000円・年4回(3・6・9・12月実施)(税別))が減額されることとなった。

(5) A2組合員の雇止め

ア 平成28年2月9日、B3総務部長は、駅ビルPの平成28年度定期清掃の業務量及び契約金額が内定し、売上げが減少する見込みとなったため、A2組合員の有期労働契約を更新しない旨の起案を行った。同月10日、B3総務部長はB1代表取締役社長に、業務量減少により要員体制を見直した結果、1名の減員が必要であり、A2組合員を雇止めとすることを説明し決裁を得た。

【乙42(3・4頁)、審問調書2号(31・36頁)】

イ S事業所では過去5年間に臨時社員の雇止めという例はなかった。

【審問調書2号(38頁)】

ウ 平成28年2月10日、B3総務部長は、S事業所のB2所長及びB4副所長にA2組合員の雇止めについて伝え、雇用契約終了の予告通知をA2組合員に交付するよう指示した。

【甲11、乙10、乙11(2頁)、審問調書2号(6・15・31頁)】

エ 平成28年2月12日の終業後、A2組合員は、同月10日付け文書「雇用契約終了の予告通知」(以下「予告通知」という。)をB2所長から手渡されたが受取を拒否した。予告通知の内容は、雇用期間満了日である同年3月31日をもって契約を更新せず終了するというもので、更新しない理由は「業務量の減少により担当している業務が縮小するため」であった。なお、交付にはB4副所長、B5総括主任が立ち会った。

【甲11、乙11(2頁)、審問調書1号(8・9・19・20・22頁)、
審問調書2号(6～10・14～17・19～21・23・33頁)】

オ 平成28年2月22日の終業後、A2組合員は、予告通知をB2所長から再度手渡されたが受取を拒否した。交付にはB4副所長が立ち会った。席上、B2所長は、更新しない理由として駅ビルPの定期清掃が減少することを説明した。一方、A2組合員は、S事業所が平成28年2月上旬にパート社員の募集を行っていたことについて質問した。また、A2組合員は自身の出勤遅延が雇用契約を更新しない理由かと質問したが、B2所長はそれが理由ではない旨回答した。

【甲11、乙11(2・3頁)、審問調書2号(10頁)、争いのない事実】

カ 平成28年2月24日、A2組合員は、予告通知をB2所長から三たび手渡されたが受取を拒否した。B4副所長は、手渡すことができなかった予告通知をA2組合員の自宅に簡易書留で郵送した。

【甲11、乙11(3頁)、審問調書2号(10・11頁)】

キ 平成28年2月25日、組合は、B2所長にA2組合員が組合員であることを記載した同日付け「通知書」及び「団体交渉申入書」を手交した。

【甲 22 の 1、同 2、乙 42(6 頁)】

ク 組合は、前記キの「通知書」及び「団体交渉申入書」の提出以降、複数回にわたり会社本社、 S 事業所、 J R 静岡駅付近等でビラを配布した。ビラには「A 2 組合員は不当な雇止め解雇通告を撤回させるために組合に入って闘うことを決めた」旨の記載があった。

【乙 1、乙 42(6 頁)】

ケ 平成 28 年 3 月 9 日に第 1 回、同月 23 日に第 2 回、同月 30 日に第 3 回の団体交渉が開催され、組合は A 2 組合員の雇止めの撤回を要求したが、会社が要求に応じなかったため、同月 31 日付けで A 2 組合員の労働契約が満了し同人は雇止めとなった。

【甲 11、甲 12 の 1～同 3、乙 12、乙 13 の 1～同 3】

(6) A 2 組合員の雇止め決定時期に近接した時期に行われた臨時社員及びパート社員の採用

ア 平成 28 年 1 月、会社は臨時社員 2 名を採用した。うち 1 名は、防災センター業務を担当する有資格者であり、前年中から採用が予定されていた者で平成 28 年 1 月 19 日に採用した。残る 1 名は、駅清掃要員として平成 27 年 12 月 20 日に採用面接を行った者で平成 28 年 1 月 13 日から採用したが、同年 2 月 4 日に自己都合で退職した。

後者の欠員補充については、平成 28 年 2 月時点で、 S 事業所全体で駅ビル P 定期清掃や L 駅構内店舗の清掃等の減額が見込まれており、既存の人員操配で対応できる見通しであったとして、新たな採用は行われなかった。

【乙 42(4 頁)、審問調書 2 号(37・47 頁)】

イ 会社は、平成 28 年 3 月 31 日付けで退職する予定の 3 名のパート社員の年次有給休暇消化及び業務引継ぎを見越し、同年 2 月初旬にパート社員の募集を行い、同年 3 月 1 日に 3 名を採用した。

退職者、新規採用者のいずれも女性であるが、その理由は、 T 社 から、女性トイレの日常清掃業務には特別の事情がない限り男性従業員を従事させないよう要請されたためであることと、女性の丁寧な仕事が必要とされたためであった。

【乙 42(4～5 頁)、審問調書 2 号(47 頁)、争いのない事実】

(7) 団体交渉の経緯

組合は、平成 28 年 2 月 25 日、本件雇止めの撤回等を求めて会社及び S 事業所に対し団体交渉の開催を申し入れ、当事者間で合計 6 回の団体交渉が行われたが、会社は本件雇止めの撤回を拒否したため不調に終わった。なお、組合が、本件雇止めが組合活動家ページであると明確に主張したのは同年 8 月 31 日開催の第 6 回団

体交渉時が初めてであった。

【甲 12 の 1 ～同 6、甲 22 の 2 ～同 16、甲 23 の 1 ～同 22、
乙 12、乙 13 の 1 ～同 6、乙 43～乙 48】

第 5 当委員会の判断

- 1 本件の争点は、会社が A 2 組合員に対して平成 28 年 2 月 12 日に予告通告することにより行った本件雇止めが、A 2 組合員が、組合員であること、組合に加入し若しくはこれを結成しようとしたこと、若しくは正当な組合活動をしたことの故をもって行われたと認められるか、すなわち、本件雇止め時点において、会社にいわゆる不当労働行為意思があったと認められるかにある。
- 2 そして、本件は、使用者と組合間の団体交渉中に使用者から所属組合員に対し一定の不利益処分が行われたなどというような、使用者において不利益処分対象者が組合員であることを認識していたことを示す客観的事実を認めるに足りる証拠はない。
そこで、A 2 組合員が組合員であること等についての会社の認識可能性等を考慮しつつ、会社が本件雇止めを検討するに至った経緯、A 2 組合員を雇止め対象者として選定した理由等を総合的に考慮して、会社の主張する雇止めの理由が社会通念に照らして著しく不合理であるなどの事情から、A 2 組合員が組合員であること等を理由に雇止めを行ったと推認できるかどうかを検討する。
- 3 A 2 組合員が組合員であること等についての会社の認識可能性等について
 - (1) 組合は、A 2 組合員が平成 27 年 9 月頃に会社に採用される前から、J 社 S 支社前での度重なるビラ配布や JR 静岡駅北口地下道での宣伝活動をはじめとする活動家としての活発な活動を行っていたことや、A 2 組合員が平成 25 年 10 月頃に刑事事件により新聞に実名報道されたことなどを挙げて、会社が A 2 組合員の活動家としての活動を認識していたはずである旨主張している。
 - (2) しかし、組合の主張する前記各事実がほぼ存在したことはすでに認定したとおりであるが、その事実自体をその頃会社が当然に認識していたと断定することは経験則に照らして困難といわざるを得ない。むしろ、会社が実際にこれらの事実を認識していたのであれば、会社としてはその親会社である J 社の経営方針に反するような活動を行う A 2 組合員を臨時社員として採用することはなかったと考えるのが自然である。したがって、少なくとも平成 27 年 9 月頃の A 2 組合員の採用時点までには会社が A 2 組合員の活動家としての活動を知っていたと結論付けることはできない。
 - (3) また、先に認定したとおり、A 2 組合員は、会社に臨時社員として採用された後は、会社の上司や同僚等に対し自分が組合員であることを表明したことはなく、むしろこれを意図的に秘匿していた。また、A 2 組合員は、入社後は組合活動家と

しての街頭宣伝活動等も行っていなかった。

一方、組合は、本件雇止め後に会社と団体交渉の申し入れを行って以降、数度にわたりJR静岡駅付近でビラを配布したが、このビラには「A2組合員は不当な雇止め解雇通告を撤回させるために組合に加入した」などと事実とは異なる事実経過が記載されていた。

さらに、組合は、本件雇止めに関して行われた団体交渉において、当初は本件雇止めがA2組合員の職場からの放逐を意図したものである等と明確に主張したことはなく、平成28年8月31日に行われた第6回期日に至って初めてそれを明確に主張しだしたという経過も認められる。

- (4) こうしたA2組合員や組合自身の対外的な振る舞いや交渉態度等も併せて考慮すれば、本件雇止め時点において会社がA2組合員を組合員である等と認識していた、あるいは容易に認識できたとは認め難い。

このような事実認定を前提にして、さらに会社が主張する本件雇止めの理由の検討を進めることとする。

4 本件雇止めの理由の合理性について

- (1) 組合は、S事業所において少なくとも過去5年間に1人も臨時社員の雇止めを行ったことがなく、会社は異例の雇止めを強行しなければならないような経営上の逼迫状態にはないことや、A2組合員を除くS事業所に勤務していた全26名の臨時社員のうち契約を更新しなかったのはA2組合員のみであったこと、A2組合員の他の部署への配置転換が何ら検討されていないこと等の事情に照らして、本件雇止めは客観的な合理性や社会通念上の相当性を欠いた恣意的で不当なものであって、会社に不当労働行為意思があったことは明白である旨主張する。
- (2) 確かに、S事業所において、少なくとも過去5年間に臨時社員の雇止めを行ったことはない。また、本件の雇止めの告知時期に近接した平成28年1月頃にS事業所内で臨時社員2名の新規採用が行われ、うち1名は他の部署（S駅清掃班）の配属となったが同人は同年2月4日に自主退職したため1名の欠員が生じている状況にあって、A2組合員への雇止め告知前に前記部署への配置転換は検討されていない。
- (3) しかし、A2組合員が所属していた特別清掃A班が担当する主要な業務である駅ビルPの定期清掃において、前年比で約389万円もの売上げ減少が合意されたことはすでに認定したとおりである。このような状況においては、財務状況に特段の問題が発生していなくとも、会社が将来の経営の安定や合理化の要請から、前記売上額の減少と見合った経費を削減するために人員整理を検討しこれを実行することは、必ずしも経営上不相当な行為と評価することはできない。
- (4) また、S事業所では、平成28年2月時点で、駅ビルPの定期清掃のみならず他

の業務においても相当額の減収が見込まれていたことが認められる。したがって、S 駅清掃班に欠員が生じた問題についても、既存の人員操配で対応できる見通しに立ち、配置転換も新たな採用も行わないという経営判断を行ったとしても、直ちに不合理とまではいえない。

(5) さらに、会社内で駅ビルPの業務量減少問題が駅ビルP側の申入れを契機として平成27年11月頃に顕在化してから同所の定期清掃を担当する部署に所属する人員削減を検討するに至った一連の経緯や、有期労働契約者に関する一定の労務管理基準を参考にしながらS事業所内の有期労働契約者のうち更新歴が一人だけないA2組合員を雇止め対象者に選定したという会社が主張する経過は、いずれも自然で一応の合理性が認められる。

(6) 以上の事実関係からすれば、会社の主張する本件雇止めの理由が、社会通念に照らして著しく不合理であるとは認められない。

5 その他提出された全証拠によってもA2組合員が組合員であること等をもって本件雇止めが行われたと認めるに足る事情は見出し難く、本件雇止め時点において、会社に不当労働行為意思があったと認めることはできない。

6 よって、本件雇止めが労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当するとする組合の主張には理由がない。

第6 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条の規定を適用して、主文のとおり命令する。

平成29年9月21日

静岡県労働委員会

会長 伊藤 みさ子 ㊟